

安倍政権の労働法制の大改悪に反対し、労働者派遣法「改正」案と労働契約法18条の特措法案の廃案を求める決議

1 安倍政権は、2013年1月、「成長戦略」の実行・実現のためとして、「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指すと宣言し、以来、雇用分野において、労働者派遣制度の大改悪、労働時間法制の大改悪、国家戦略特別区域の指定と解雇規制を緩和する雇用指針の作成、解雇しやすく低賃金の「限定正社員」制度の導入、解雇の金銭解決制度、有料職業紹介事業の規制緩和等の労働法制改悪の策動を押し進めている。

2 安倍内閣は、2014年3月11日、労働者派遣法「改正」案を閣議決定し、同日、国会に提出した。現行労働者派遣法は、通訳等の専門26業務を除いて、業務単位で原則1年、最長3年の派遣受入れ期間の制限を設けている。ところが、「改正」案は、一方で専門26業務の区分をなくしながら、他方で業務単位での受入れ期間の制限を撤廃し、次のように派遣先が永続的に派遣労働者を受け入れ、使用できるようにしている。

「改正案」は、派遣元で有期雇用の派遣労働者について、派遣先は、同一の事業所において、3年を超えて継続して派遣労働者を受け入れてはならないとしている。しかし、「改正」案は、派遣先は、過半数労働組合もしくは過半数代表の意見を聴取しさえすれば、当該事業所でさらに3年間派遣労働者を受け入れることができ、その後も同様に派遣受入れ期間を延長できるとしている。過半数労働組合等の意見の内容（賛成、反対）如何にかかわらず、意見を聴きさえすればよいという制度では、派遣先による派遣労働者の永久使用について何の歯止めにもならない。

次いで、「改正」案は、派遣元で有期雇用の派遣労働者について、派遣先は、事業所における同一の組織（部、課等）では3年を超えて継続して同一の派遣労働者を受け入れてはならないとしている。しかし、これでは、派遣先は、3年ごとに組織（部、課等）の派遣労働者を入れ替えれば、永久に派遣労働者を受け入れ、使用することができる。また、派遣先は、3年ごとに派遣労働者の所属組織（部、課等）を変更しさえすれば、永久に同一の派遣労働者を受け入れ、使用することができる。

さらに、「改正」案は、派遣元で無期雇用の派遣労働者については、一切受入れ期間の制限を設けないとしている。

「改正」案のもとでは、派遣先は永続的に派遣労働者を受け入れ、使用することができ、派遣労働者は生涯派遣を強要されることになる。派遣先は、派遣受入れ期間の制限なく派遣労働者を使用することができるようになり、大々的に正社員を派遣労働者に置き換えることになる。「改正」案は、生涯派遣を強要し、正社員をゼロにする大改悪法案である。

3 安倍内閣は、2014年3月7日、有期労働契約の無期転換ルールを定める労働契約法18条の特例を定める「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案」を閣議決定し、同日、国会に提出した。

特措法案は、「5年を超える一定の期間内に完了する業務に従事する高収入かつ高度な専門的知識、技術又は経験を有する有期契約労働者」について、労働者が無期転換権を行使できるようになる期間を「5年超」から「その有期業務の開始の日から完了の日までの期間（当該期間が10年を超える場合にあっては、10年）超」に延長している。また、特措法案は、「定年後引き続き雇用される有期契約労働者」について、同一の事業主に継続して雇用されている期間は、無期転換権発生 の根拠になる通算契約期間に算入しないとしている。

これらの特例は、労働契約法の18条の無期転換ルールが一度も実行されないうちにそのルールを骨抜きにし、何らの合理的理由なく有期契約労働者の地位を不安定にするもの

である。高収入かつ高度な専門的知識等を有する労働者や定年後継続雇用されている労働者であるからといって、不安定雇用が強いられる理由はない。

4 産業競争力会議雇用・人材分科会の長谷川閑史主査は、2014年4月22日の経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議で、「新たな労働時間制度の創設」として、①Aタイプ（労働時間上限要件型＝一般社員型）と②Bタイプ（高収入・ハイパフォーマー型＝高収入社員型）を提案した。Aタイプは、国が年間労働時間の量的上限等について一定の基準を示し、「労使合意」と「本人同意」があれば一般の労働者でも労働時間規制の対象外にする制度である。Bタイプは、「年収要件（例えば1000万円以上）の充足」と「本人同意」があれば労働時間規制の対象外にする制度である。

この提案を受けて、安倍首相は、上記会議で、「時間ではなく成果で評価される働き方にふさわしい、新たな労働時間制度の仕組みを検討していただきたい」と指示している。

第1次安倍内閣は、Bタイプの高収入社員型のホワイトカラー・エグゼンプション（労働時間規制の適用除外制度）を導入しようとしたが、広範な世論の反対の中で法案提出断念に追い込まれた。Aタイプの一般社員型に至っては、第1次安倍内閣が導入しようとしたホワイトカラー・エグゼンプションを上回る広範な労働者に対して長時間労働と残業代不払いを強いる制度である。両タイプとも「本人同意」を要件にしているが、企業から「同意」を迫られたら拒否できないのが職場の現実である。安倍政権がもくろむ「新たな労働時間規制の適用除外制度」は、残業代不払いを合法化し、長時間過密労働と過労死の激増をもたらす底なしの悪法である。

5 安倍内閣は、国家戦略特別区域法に基づき、2014年4月25日、①千葉県成田市、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区並びに神奈川県の一部区域、②京都府、大阪府及び兵庫県の区域、③福岡県福岡市の区域等の6地域を国家戦略特別区域に指定した。

国家戦略特区の指定に先だって、政府は、4月1日、特区に設置される雇用労働相談センターの相談活動で使用する雇用指針を作成し、全国の都道府県に一括送信した。雇用指針は、「紛争を未然に防止するため」として、「経営上の理由や組織の改編等による人員削減やポストの廃止など、労働者の責に帰すべき事由以外の事由により解雇する場合があること」、「地位、功績、雇用期間その他の事情に応じて相応の退職パッケージの提供を行うこと。」等の内容を労働契約書や就業規則に定め、それに沿った運用実態とすることを勧めている。「予め労働契約書等を書いておけば解雇しても紛争にはならない」との誤った理解を助長することをはじめ、解雇規制の緩和に道を開くものにほかならない。また、このような雇用指針を全国に送信することは、雇用指針を利用して全国規模で解雇規制を緩和しようとする策動と言わざるを得ず、とうてい容認できない。

6 安倍政権が押し進めようとしている労働法制の大改悪は、解雇規制を緩和し、非正規労働者を爆発的に増大させ、労働時間規制を底なしに撤廃するものであり、断固として阻止しなければならない。

自由法曹団は、人間らしく働くルールの確立を求め、安倍政権の労働法制の大改悪に反対し、労働者派遣法「改正」案と「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案」を審議入りすることなく、廃案にすることを強く要求するものである。

2014年5月19日

自由法曹団2014年5月研究討論集会